意見陳述

２０２４年５月２８日　金城武政

私は、１９５６年１２月１２日に普天間で生まれ、２歳のときに辺野古に移り住み６７年になります。

巷では新基地建設で平時の暮らしを失い揺らいでいます。 私の暮らす辺野古住民は、この海で魚を取り山や川の幸に恵まれ自然のままの恩恵を受け生活してきました。今、振り返れば隣近所や友人達とは共生と結の繋がりで人間味溢れる生活をしていました。今では過去のいい思い出にしかなく悲しいです。

新基地建設工事が始まり 海・山、川、空まで環境破壊され、海は埋め立て工事で使う土砂投入で汚染されています。山は実弾訓練・廃弾処理で山火事になり、はげ山となっています。この山は辺野古富士とも言われ私達の心の故郷の山でもあります。故郷の山に実弾が打ち込まれるたびに私の心は張り裂けそうになり胸が痛いです。その山からはきれいな水が下流通り大浦湾へと流れていました。下流の川には天然のうなぎや川海老が多く生息していましたが、今はもう目にすることはありません。

このように環境破壊をする防衛局の埋め立て工事は何が何でも許すことはできません。直ちに工事を止めるべきです。環境アセスメント調査の杜撰さがこのような環境破壊を大きくしています。そして、防衛局の環境アセスメントの調査方法概要に欠けている面があり保全を無視している事は明らかで怠慢極まりない汚点です。

このような状態を続ける防衛局の自然環境破壊は罪に問われないのか不思議です。防衛局の責任は重く違法工事認める国交省は大変おかしいと思っています。だから私はおかしいものはおかしいと、正当なことを強く訴えているのです。国家権力の行使をもっても埋め立てできないものは出来ません。

この工事は物理的にも絶対にできません。国民の血税を基地建設に使わないでください。

１９７４年１０月２３日夕方、辺野古キャンプシュワーブの海兵隊による強盗殺人がありました。無惨最悪でした。ブロックで頭を殴り私の母の頭を陥没させ負傷させました。負傷では無く殺されたのです。そして１０ドルを盗み逃げました。このような殺人・強盗・暴力・窃盗・レイプ・飲酒運転事故と多くの事件がこの沖縄では日常茶飯事起きています。何時まで立っても無くなりません。逆に凶暴凶悪になり増えているのが現状です。

私が中学３年生の時に、先生が訓示した学習は正しかったです。平和憲法の学習や沖縄戦の悲劇、米軍軍基地の問題、、沖縄の歴史など教えてくれました。特に `戦争`  とは、人間が人間でなくなるものであり、戦争には勝ち負けはありません。一般市民が犠牲になり悲しみと怒りと後悔が残るだけだと語っていました。私に当てはまる事が現実に起こったのです。

先生が訓示した教訓の中から軍事基地のある地域は弊害をもたらすといっていました。私の母が殺害されたことは、そういう事なのかと実感として身にしみた。それから私は変わりました。平時の暮らしを取り戻すことが私の使命だと決意しました。基地のない沖縄、環境を破壊させない、生命を育むきれいな海を守る。を座右の銘としています。

改めて私が見た防衛局の瑕疵を取り上げてみます。防衛局は、数々の違法工事を行い、野鳥の繁殖地の岩を破壊し、環境アセスメントに置いても適正な配慮がなされていません。ほんの一部であることは言うまでもありません。

また、辺野古新基地が完成した場合には、私たち大浦湾周辺に居住する住民が米軍機の騒音に悩まされ、墜落や部品落下の危険に怯えて生活することを強いられます。このことは、嘉手納基地や普天間基地の現状からすると容易に想起できることです。

私達辺野古住民原告訴訟に５年かかった裁判ではありましたが、今年５月１５日、福岡高等裁判所那覇支部において、原告適格を認めず却下した那覇地方裁判所の判決を破棄し、差し戻される判決が下されました。

辺野古新基地が出来れば、直接被害を被るのは私たちなのですから、原告適格が認められたことは当然のことだと思います。それにもかかわらず、訴訟提起から５年も時間がかかったことがむしろ異常なことだと思います。

もともと、那覇地方裁判所の最初の裁判官も、私達の原告適格を認めていました。しかし、人事異動で来た前裁判長が、原告適格を認めませんでした。そして今回、福岡高裁那覇支部の裁判官が、那覇地方裁判所の前裁判長の判断がおかしいとして私達の原告適格を認めたのです。このことも、５年も時間がかかってしまったことの理由の一つだと思います。

　福岡高裁の判決が出た以上、この訴訟でも原告適格の議論は終わりにして下さい。

　現在、設計概要変更申請について玉城知事がした不承認が取消され、代執行により承認された形となり、辺野古の埋立てがどんどん進んでいってしまっています。

　裁判所に対しては、違法な工事を１日でも早く止めるため、中身の議論を早急に行い、正義に叶った判断をされるよう求めます。

　また、国に対しては、今回の高等裁判所の判決を真摯に受け止め、上告をやめてもらいたいと思います。